**【連結会計財務書類　注記】**

1. **重要な会計方針**
2. **有形固定資産及び無形固定資産の評価基準及び評価方法**
3. 有形固定資産･･････････････････････････････取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

1. 昭和59年度以前に取得したもの･･･････････再調達原価

ただし、道路、河川及び水路の敷地は備忘価額1円としています。

1. 昭和60年度以後に取得したもの

　　　　取得原価が判明しているもの････････････････取得原価

　取得原価が不明なもの･･････････････････････再調達原価

ただし、取得原価が不明な道路、河川及び水路の敷地は備忘価額1円としています。

1. 無形固定資産･･････････････････････････････取得原価

　　　　ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

取得原価が判明しているもの････････････････取得原価

取得原価が不明なもの･･････････････････････再調達原価

1. **有価証券及び出資金の評価基準及び評価方法**
2. 満期保有目的有価証券･･････････････････････償却原価法（定額法）
3. 満期保有目的以外の有価証券
4. 市場価格のあるもの･･････････････････････会計年度末における市場価格（売却原価は移動平均法により算定）
5. 市場価格のないもの･･････････････････････取得原価（又は償却原価法（定額法））
6. 出資金
7. 市場価格のあるもの･･････････････････････会計年度末における市場価格（売却原価は移動平均法により算定）
8. 市場価格のないもの･･････････････････････出資金額
9. **有形固定資産等の減価償却の方法**
10. 有形固定資産（リース資産を除きます）･････････定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

　　　　　建物　　　8年～50年

　　　　　工作物　　8年～75年

　　　　　物品　　　4年～15年

1. 無形固定資産（リース資産を除きます）･････････定額法
2. リース資産

該当なし

1. **引当金の計上基準及び算定方法**
2. 投資損失引当金

該当なし

1. 徴収不能引当金

　　　　過去5年間の平均不納欠損率により、徴収不能見込額を計上しています。

1. 退職手当引当金

　　　　期末自己都合要支給額を計上しています。

1. 損失補償等引当金

　　　　該当なし

1. 賞与等引当金

　　　　翌年度6月支給予定の期末手当及び勤勉手当並びにそれらに係る法定福利費相当額の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。

1. **リース取引の処理方法**

該当なし

1. **資金収支計算書における資金の範囲**

現金（手許現金及び要求払預金）及び現金同等物をいいます。

なお、現金及び現金同等物には、出納整理期間における取引により発生する資金の受払いを含んでいます。

1. **その他財務書類作成のための基本となる重要な事項**
2. 物品及びソフトウェアの計上基準

物品については、取得価額又は見積価格が50万円（美術品は300万円）以上の場合に資産として計上しています。

ソフトウェアについても、物品の取扱いに準じます。

1. 資本的支出と修繕費の区分基準

原則として、法人税法基本通達第7章第8節により行います。

1. **消費税等の会計処理**

消費税等の会計処理は、税込方式によっています。

1. **重要な会計方針の変更等**
2. **会計方針の変更**

変更なし

1. **表示方法の変更**

変更なし

1. **資金収支計算書における資金の範囲の変更**

変更なし

1. **重要な後発事象**

該当なし

1. **偶発債務**
2. **保証債務及び損失補償債務負担の状況**

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 団体（会計）名 | 確定債務額 | 履行すべき額が確定していない  損失補償債務等 | | 総額 |
| 損失補償等引当金  計上額 | 貸借対照表  未計上額 |
| 公営企業会計 | * 千円 | * 千円 | 816,091千円 | 816,091千円 |
| 一部事務組合等 | * 千円 | * 千円 | 96,475千円 | 96,475千円 |
| 計 | * 千円 | * 千円 | 912,566千円 | 912,566千円 |

1. **係争中の訴訟等**

該当なし

1. **追加情報**
2. **財務書類の内容を理解するために必要と認められる事項**
3. 財務書類の対象範囲は次のとおりです。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 範囲 | 会計名 | 区分 |
| 一般会計等 | 一般会計 |  |
| 一般会計等 | 基幹水利施設管理特別会計 | 特別会計 |
| 全体会計 | 簡易水道特別会計 | 特別会計 |
| 全体会計 | 下水道事業特別会計 | 特別会計 |
| 全体会計 | 国民健康保険（事業勘定）特別会計 | 特別会計 |
| 全体会計 | 国民健康保険（診療施設勘定）特別会計 | 特別会計 |
| 全体会計 | 介護保険（保険事業勘定）特別会計 | 特別会計 |
| 全体会計 | 後期高齢者医療特別会計 | 特別会計 |
| 全体会計 | 介護保険（介護サービス事業勘定）特別会計 | 特別会計 |
| 連結会計 | 奈良県市町村総合事務組合 | 一部事務組合・広域連合 |
| 連結会計 | 山辺環境衛生組合 | 一部事務組合・広域連合 |
| 連結会計 | 奈良県広域消防組合 | 一部事務組合・広域連合 |
| 連結会計 | 奈良広域水質検査センター組合 | 一部事務組合・広域連合 |
| 連結会計 | 奈良県住宅新築資金等貸付金回収管理組合 | 一部事務組合・広域連合 |
| 連結会計 | 奈良県後期高齢者医療広域連合 | 一部事務組合・広域連合 |
| 連結会計 | 山辺・県北西部広域環境衛生組合 | 一部事務組合・広域連合 |

1. 地方自治法第235条の5に基づき出納整理期間が設けられている会計においては、出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。

なお、出納整理期間を設けていない会計と出納整理期間を設けている会計との間で、出納整理期間に現金の受払い等があった場合は、現金の受払い等が終了したものとして調整しています。

1. 千円未満を四捨五入して表示しているため、合計金額が一致しない場合があります。